

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和4年8月26日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉紀男
委員 奥村敦
委員 坂倉広子

副委員長 片岡直博
委員 浜口一利
委員 世古安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井太
議事総務係書記 岡村なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山智博

(午前10時00分 再会)

○坂倉紀男委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再会いたします。

早速ですが、令和4年8月31日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○濱口総務課長 おはようございます。総務課長、濱口です。よろしく申し上げます。

それでは、令和4年8月31日会議に提出いたします議案について説明のほうをさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第22号及び議案第23号が、補正予算議案2件でございます。議案第24号から議案第28号までが条例改正議案で5件ございます。議案第29号の水道事業会計に関するその他の議案としまして1件の合計8件並びに認定議案が2件、報告議案6件、全て合計が16件のほうを提出させていただき予定となっております。

また、追加議案といたしまして、9月9日会議の質疑の日でございますが、教育委員会委員の教育長の任命に関する議案を1件予定しております。

最終日の9月27日会議には、補正予算議案1件と条例改正議案の1件を、合計2件のほうを予定しておりますところでございます。

それでは、令和4年度一般会計補正予算（第5号）の概要のほうをご覧ください。

予算の規模ですが、令和4年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、基金積立金で4億2,350万5,000円、過年度国庫支出金等返還金で4,558万3,000円、災害見舞弔慰金支給事業で1,350万円、地方道路整備（交付金）事業で442万4,000円を計上し、補正後の一般会計予算額は127億5,200万円となります。

また、特別会計におきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計で、債務負担行為の補正を行う予定となっております。

それでは、主な内容について説明をさせていただきます。

概要のほうの4ページ、5ページをご覧ください。

ここににつきましては、前年度決算剰余金など基金への積立てとなっております。

それでは、6ページのほうをご覧ください。

上段です。庁内ネットワークパソコン整備事業といたしまして343万6,000円を計上しております。情報セキュリティ強化対策として、内部情報系のネットワークとインターネットを分離して運用しているパソコンにつきましては、専用端末に故障等が発生しまして、業務に支障を来していることから交換するための費用を補正いたします。

次、7ページのほうをお願いします。

まず、上段です。障害者自立支援給付事業では153万1,000円を計上しております。障害福祉関係データベースが稼働しますことから、障害福祉システムを改修するための費用を補正いたします。

同ページ、下段です。市災害見舞弔慰金支給事業では1,350万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の罹患者が増加していることから、患者への見舞金、臨時生活支援金ほか濃厚接触者等への支援に必要な費用を補正するものでございます。

次に、8ページをお願いします。

上段です。へき地診療所運営事業では408万9,000円を計上しております。マイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムを活用しまして、服薬履歴や特定健診情報の閲覧を通しまして診療や服薬管理を行うなど、これら設定作業に要する経費について補正をするものでございます。

9ページの下段をお願いします。

漁港整備事業（県単事業）におきまして260万1,000円を計上しております。菅島漁港の消波突堤における吹き抜け部に設置のグレーチングのほうが経年劣化等によりまして腐食や破損していますことから、その改良工事を行うための費用としまして補正を行うものでございます。

次に、10ページの上段をお願いします。

地方道路整備（交付金）事業では442万4,000円を計上しております。市道森崎村山線道路改良工事につきまして、用地買収の対象となります建物等の調査及び用地測量に係る費用について補正をするものでございます。

11ページをお願いします。

特定環境保全公共下水道事業で、施設管理費として276万円を計上しております。これにつきましては、相差中継ポンプインバータ更新工事について、部品の調達に時間を要しますことから債務負担行為を設定するものでございます。この内容は、特別会計における補正予算議案での議案第23号となっております。

続きまして、議案一覧表のほうに戻っていただきまして、再度そちらのほうをご覧ください。

1枚めくっていただきまして、内容等について説明をさせていただきたいと思っております。

8月31日会議提出議案の概要というふうになっています。

まず、議案第24号になります。24号につきましては、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正についてということで、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、選挙公営の限度額を変更するための一部改正でございます。

内容といたしましては、選挙運動用自動車として使用された各日につきまして、その使用に対し支払うべき金額の限度額を引き上げるものでございます。自動車の借入契約では、表にありますように、1日当たりの改正前が1万5,800円でありましたものが、改正後は1万6,100円となりまして、300円上がる形になります。燃料供給契約では、1回当たり改正前が7,560円であったものが、改正後は7,700円になりまして、140円上がる形になる改正でございます。

続きまして、議案第25号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきましてでございます。

これも公職選挙法の施行令の一部改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、選挙運動用ポスターの作成単価につきまして、その作成に対し支払うべき金額の限度額のほうを引き上げるものでございます。改正前の単価限度額が、改正前のところを見てもらいますと、一

番下になりますけれども4,506円となっております。それが改正後になりますと4,649円となり、トータル的に143円上がる形になります。

なお、今回ポスター掲示場数が78か所から、改正後のほうが77か所になっておりますが、これにつきましては、ちょっと場所は加茂農協の前になるんですが、国道沿いにポールが立っております、そこの掲示場が県のほうからちょっと指摘を受けまして、そこの場所の部分が減となっております。

次のページをご覧ください。

議案第26号でございます。鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正となっております。

こちらのほうも同様に、公職選挙法施行令の一部改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、選挙運動用のビラの作成単価につきまして、その作成に対し支払うべき金額の限度額を引き上げるものでございます。作成単価1枚当たりが、改正前が7円51銭でありましたが、改正後につきましては7円73銭になり、22銭上がる形になる改正でございます。

続きまして、議案第27号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

令和3年8月の人事院勧告におきまして、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、これに伴い人事院規則等が改正されたことから、本市においても国家公務員の措置に準じて所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、非常勤職員について、育児休業の取得要件の緩和等がされる内容となっております。

施行日は、令和4年10月1日というふうになっております。

続きまして、議案第28号でございます。鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正についてということで、鳥羽市民体育館のメインアリーナの冷暖房料金を定めるものでございまして、空調設備が完了しましたことから、冷暖房の料金の改正を行っております。

施行日は、令和5年4月1日からというふうになっております。

ちなみに、1時間当たりの冷暖房料金が4,200円というふうになっております。また、議案書のほうにも出ていますのでご確認ください。

続きまして、議案第29号、令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

こちらにつきましては、令和3年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金2億8,812万1,662円のうち、3,948万7,792円を減債基金のほうに積み立てます。3,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの2億1,863万3,870円を自己資本金に組み入れるものでございます。

1枚めくってください。

認定第1号になります。令和3年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてということで、令和3年度におけます本市の一般会計及び特別会計の決算につきまして、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて議会の承認を得るものでございます。

表の下段の合計欄ですが、歳入は208億4,911万4,000円、歳出は198億1,293万

2,000円、翌年度繰越財源は1,327万7,000円となっておりまして、実質収支につきましては10億2,290万5,000円となっております。

次に、認定第2号、令和3年度鳥羽市水道事業会計決算認定についてでございます。

令和3年度水道事業決算の収益的収支につきましては、収入決算額が11億3,211万3,000円、支出決算額が10億4,161万円となり、消費税を除きました収支差引きで6,948万8,000円の純利益となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入決算額が1億2,157万7,000円、支出決算額が3億8,143万3,000円となりまして、支出差引額2億5,985万6,000円の不足となりました。また、補填財源といたしまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は2,067万円、過年度分損益勘定留保資金は2,055万2,000円でございます。

なお、これらの内容につきましては、鳥羽市水道事業会計の決算書の12ページから13ページにあります経営の状況に記載をしておりますので、後刻、確認のほうをお願いします。

次のページをお願いします。

報告でございます。

報告第3号につきましては、令和3年度鳥羽市健全化判断比率の報告でございます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字のためございません。実質公債費比率は8.5%となっております。将来負担比率は30.3%でございます。

次に、報告第4号、令和3年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告、次に、報告第5号、令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告、報告第6号、令和3年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告、これら3件につきましては、資金不足の額が生じないためございませんので、ご了承ください。

そして、報告第7号でございます。一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告についてでございます。

地方自治法の規定に基づきまして定められた法人について、経営状況を説明する書類を作成し議会に提出するものでございます。各予算書・決算書を配付しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、報告第8号でございます。専決した事件の報告ということで上がっております。

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

令和4年6月6日午前11時20分頃、鳥羽マリナーミナル荷物取扱所前におきまして、停車中の車両に対し、風にあおられた荷物が接触し破損させたので、市はその損害について和解し賠償しましたので、報告するものでございます。

損害賠償額は、4万4,000円となっております。

損害の相手方は、ご覧の記載のとおりでございます。

以上で、提出議案の内容について説明とさせていただきます。

○坂倉紀男委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから9月会議の日程についてご説明いたします。

8月31日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、予算議案2件、条例議案5件、その他議案1件、認定2件、報告案件6件の合計16件になります。それに請願が2件出ておりますので、合計18件でございます。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてであります。お手元に配付のある会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いについては、8月31日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名、次に、議案第22号から議案第29号の8件を一括議題とし、提案者の趣旨説明、続いて、認定第1号、第2号を一括上程し、提案者の趣旨説明を行います。

次に、報告第3号から第8号について一括上程し、提案者の趣旨説明をいただきます。

その後、請願第1号及び第2号を一括上程し、提案者の趣旨説明を行います。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は5人となりますので、9月6日火曜日の1日間で行う予定であります。

続きまして、9月9日につきましては、会議録署名議員の指名の後、付託議案を一括計上し、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。その後、議案第30号の人事案件について追加上程し、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、表決を行います。

各常任委員会の日程につきましては、9月12日に行政常任委員会を開催し、請願2件を含む7議案について審査していただきます。予算決算常任委員会につきましては、決算審査としまして9月13日から16日までの4日間を午前9時から始めさせていただき、補正予算議案の審査を9月20日午前10時から行いたいと考えております。

9月27日の会議におきましては、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行った後、追加議案としまして議案第31号と第32号を一括上程し、提案者の趣旨説明をいただいた後、議案に対する質疑を行い、各常任委員会に付託を行います。

委員会終了後に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行います。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程について、事務局長より説明をいたさせます。

総務課長。

○濱口総務課長 そしたら、追加議案の内容についてまた補足させていただきます。

9月9日の追加議案につきましては、冒頭でも申し上げましたが、議案第30号といたしまして、教育長の任命案件のほうを上程させていただく予定をしております。なお、人事案件である内容でありますことから、8月31日の全員協議会のほうで一応説明のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、令和4年9月27日会議に提出する議案でございますが、議案第31号という形で、鳥羽市一般会計補正予算の第6号のほうを上げさせていただく予定をしております。

この内容ですが、ちょっとまだ確定ではないんですが、健康福祉課のほうのオミクロン対応のワクチン接種に係る補正予算の内容が主なものというふうになっております。

次に、議案第32号ですが、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてということで、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、特例の適用期間を3か月延長する改正となっております。ちなみに、令和4年9月30日までとなっておりますものを、令和4年12月31日まで3か月延ばすという条例改正の内容となっております。

概要は以上でございます。

○坂倉紀男委員長 事務局長。

○岩井事務局長 追加議案の日程についてご説明させていただきます。

先ほど会議日程の説明の中で触れさせていただきましたが、9月9日に人事案件1件の議案第30号を追加させていただくとともに、9月27日に予算議案1件として議案第31号及び条例議案1件として議案第32号を一括上程させていただきたいと思っております。また、請願が第1号、第2号と上程されていますので、表決の結果によりますが、意見書として発議第1号、第2号の上程を諮りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱いに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午前10時25分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年8月26日

議会運営委員長 坂 倉 紀 男